

細則

1. 評議員に関する細則	
第1条	評議員は、各校の卒業学年の18歳以上の正会員の中から、毎年3名以内を選出する。ただし、選出方法については各校に一任する。また特別の場合は人員を増減することができる。
評議員の任期は、本人から退任の申出がない限り継続するものとする。ただし、本人より退任の申出がない場合であっても、音信不通などにより本人の所在がわからないものに対しては、一定期間（5年）を経て評議員名簿の欄外に移行するものとする。	
第3条	評議員に欠員が生じた時には、必要に応じこれを補うものとする。評議員の補充は、評議員からの推薦を得て役員会に一任する。
第4条	評議員は評議員会を組織し、本会の重要事項を審議する。
第5条	評議員会は毎年4月第4土曜日または第3土曜日にこれを開くほか、必要に応じて開催する。
第6条	評議員会は細則9の第2条により、金蘭会学園評議員の候補者を選出する。
第7条	評議員会は、母校に重要事項がある時は各校の所属長に意見を具申することができる。
2. 役員選出に関する細則	
第1条	評議員の中から会長・副会長・監事の各候補者を自薦または他薦により公募する。
第2条	評議員会は前条の役員選考のため「役員選考委員会」（以下「選考委員会」と言う。）を組織するものとする。選考委員会は、次期役員候補者を除く役員と評議員会から選出された若干名をもって組織する。
第3条	選考委員会によって選出された役員候補者は、評議員会に報告の上、総会で承認を得るものとする。
3. 評議員会の議事に関する細則	
第1条	評議員会の議事は、出席者の過半数で決定し、可否同数の場合には会長がこれを決定するものとする。
第2条	評議員会を欠席する者からあらかじめ議事に關して文書をもって意見が申し出られた場合には、これを議場に報告して議決の参考に資するものとする。
4. 総会に関する細則	
第1条	総会は、本会の会則の規定に基づき開催する日時、場所及び、当日の会費等を会報「芳友会だより」に掲載する。
第2条	総会終了後に、修養・親睦・慰安等を目的とする催し「親睦会」を開催することができる。
第3条	親睦会には、客員その他特に本会または母校に関係のある方々を招待する。
第4条	親睦会に要する経費は、その一部を本会の負担とするほか、当日会費として出席会員がこれを負担する。
第5条	臨時総会は、重要事項につき特に役員会が審議を要するときを認めたときにこれを開催することができる。
第6条	総会で審議した重要事項は、「芳友会だより」に掲載するものとする。
5. 会報に関する細則	
第1条	会報は、「芳友会だより」と称し、毎年1回発行することを原則とする。
第2条	会報には、本会及び母校の重要記事、会計、その他の報告、会員・客員の消息などを掲載する。
第3条	会報は、正会員・準会員・客員その他特に本会に関係があると認めた個人・団体に送付する。
6. 廉弔に関する細則	
第1条	本会に連絡あった正会員・準会員・客員の結婚の際には、祝詞を贈る。

第2条 本会に連絡あった正会員・準会員・客員の死亡の際には、弔詞を贈る。
 第3条 以上のほかの慶弔の場合は、会長が適切な対応をする。
 第4条 庆弔については、後日会計報告の中で報告する。

7. 会費徴収に関する細則

会費は、終身会費とし、金額は15,000円とする。中途入学者についても終身会費は同額とする。
 協力費は、原則一口3,000円とし、その納入は会報「芳友会だより」に記入されている振込用紙を用いる。

8. 会計取扱いに関する細則

本会の経費は、会則第6章第14条に基づいて支弁し、その年度に余剰が生じた場合は翌年度へ繰り越すものとする。また、会計年度中に生じたやむを得ない事情により不足金が生じた場合には臨時評議員会で議決の上、繰越金より充当する。ただし、この充当については、通常総会での決算報告において報告し、承認を得なければならない。

第2条 本会の経費は、下記の区分により支出する。
 (1) 臨時支出総額10万円未満については、会長が決裁する。
 (2) 臨時支出総額10万円以上については、評議員会の決議を経る。

9. 金蘭会学園評議員会・学園評議員候補者に関する細則

第1条 芳友会評議員会は、評議員の中から金蘭会学園評議員の候補者を学校法人金蘭会学園寄附行為、第24条第1項第二号により、定数推薦する。
 第2条 芳友会役員会は推薦委員会を設け、金蘭会学園評議員候補者を推薦する。
 第3条 推薦委員会は役員または学園評議員で組織する。
 第4条 金蘭会学園評議員の候補者が決定した時には、役員または芳友会代表の理事は直ちに金蘭会学園理事会に報告する。
 金蘭会学園評議員氏名等は、会報を通じて全会員に通知される。

10. 情報公開に関する細則

第1条 次の関係書類に關しては、公開するものとする。
 (1) 会議録（役員会・芳友会評議員会・総会）
 (2) 会計関係帳簿・領収書

11. 客員に関する細則

第1条 客員には、総会の案内及び芳友会だよりを送付する。

附 則

大正14年7月14日 制定
 昭和27年2月17日 改正
 昭和33年3月1日 改定
 昭和36年7月25日 改正
 昭和39年6月7日 改正
 昭和40年10月9日 改正
 昭和44年5月25日 改正
 平成17年5月22日 改定
 平成25年6月2日 改定
 平成26年6月1日 改定
 平成27年6月7日 改定
 令和元年6月2日 改定
 令和4年6月5日 改定

本細則（改正）は、令和5年6月4日から施行する。

金蘭会学園芳友会会則

第1章 総 則

(名称及び住所)
 第1条 本会は、金蘭会学園芳友会と称し、下記の場所に事務所を置く。
 大阪市北区大淀南3-3-7 金蘭会学園 芳友会
 (目的)
 第2条 本会は、会員相互の親睦と教養の向上を図り、母校の發展を後援し、併せて社会公共のために尽すことを目的とする。
 (事業)
 第3条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 (1) 会員相互の親睦と便益を図るために必要な事業
 (2) 会員及び卒業生の名簿を管理
 (3) 母校發展に資するための、準会員への補助金及び学園への協力金の拠出
 (4) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会の構成員)
 第4条 本会は、正会員と準会員をもって組織する。
 2 正会員は、以下の学校等卒業した者を言う。
 (1) 金蘭会高等女学校
 (2) 金蘭会中学校
 (3) 金蘭会高等学校
 (4) 金蘭会短期大学
 (5) 金蘭短期大学
 (6) 千里金蘭大学
 (7) 千里金蘭大学短期大学部
 (8) 千里金蘭大学大学院
 3 準会員は、金蘭会学園に学生・生徒として在籍する者を言う。
 (会員の権利及び義務)
 第5条 会員は、次の権利及び義務を有する。

(1) 正会員は、本会の主催する事業に参加することができる。
 (2) 18歳以上の正会員は、総会における議決権を1人1個有する。
 (3) 正会員・準会員は、ともに本会の目的達成のために協力する。
 (4) 会員は、本会で知り得た会員個人の情報を他に漏らしてはならない。

第3章 役 員

(役員及び役員会)
 第6条 本会に次の役員を置き、役員会を組織する。

(1) 会長 1名
 (2) 副会長 1名以上3名以下
 (3) 会計担当幹事 1名以上3名以下
 (4) 個人情報・広報担当幹事 2名以上6名以下
 (5) 監事 2名

(役員の選出)
 第7条 会長・副会長及び監事は、評議員の中から役員選考委員会が互選し、総会において承認を得る。
 2 会計担当幹事、個人情報・広報担当幹事は、正会員の中から役員選考委員会が選任し、総会において承認を得る。
 3 前各項のほか、役員の選出に関し必要な事項は、細則に定める。

(役員の任務)
 第8条 会長は本会を代表し、会務を統轄する。
 2 役員は会長を補佐し、日常の業務を執行する。
 会長不在時は、副会長がその職務を代行する。

3 会計担当幹事は、本会の会計を担当し出納及び資産を管理する。
 4 個人情報・広報担当幹事は、本会の会員の名簿の管理及び、芳友会広報誌「芳友会だより」を作成するとともに、本会の「ホームページ」等を管理・運営する。
 5 監事は、役員の職務の執行と会計を監査し、総会に報告する。

(役員の任期)
 第9条 役員の任期は、就任の日から、就任後第3回目の通常総会終結の時までとする。

2 役員は再選されることができる。ただし、連続して3回選任されることはできない。
 3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行う。
 4 役員に欠員が生じた場合、第7条に従い補充する。

(役員の解任及び退任)
 第10条 役員が次の各号に該当するに至ったときは、評議員会の議決により、これを解任することができる。

①法令の規定又はこの会則に著しく違反したとき
 ②心身の障害のため職務の執行に堪えないとき
 ③職務上の義務に著しく違反したとき
 ④役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき
 役員は次の事由によって退任する
 ①任期満了
 ②辞任
 ③死亡

第4章 総会及び会報

通常総会は、毎年1回開催する。ただし必要があるときは臨時総会を開くことができる。

次の事項は総会の承認を得なければならない。

(1) 会則の改正
 (2) 役員の選任
 (3) 事業報告と事業計画の決定
 (4) 会計報告、会計監査報告及び予算の決定
 (5) 評議員会で必要と認めた事項
 (6) その他の重要な事項

総会の議事は、出席者の過半数で決定し、可否同数の場合は会長がこれを決定するものとする。

総会を欠席する者からあらかじめ議事に關して文書をもつて意見を申し出された場合は、これを議場に報告して議決の参考に資するものとする。

前各項のほか、総会に關する必要な事項は、細則に定める。

第5章 評議員及び評議員会

評議員及び評議員会に關する事項は、細則に定める。

第6章 会費及び会計

本会の経費は、終身会費、協力費、寄付金及び雑収入をもってこれに充てる。

終身会費は、各校入学時に一括納入する。

2019年より入学される生徒・学生の終身会費の15%に当たる金額を在校生の教育支援とし各学校に納入し協力する。また毎年40万円を学園協力金として金蘭会学園に納める。

協力費は、本会を運営する経費の援助の目的とし、会員の任意納入とする。

協力費は、会員は年1回、別途に定める方法により納入する。既納会費・協力費及び寄付金は、原則としてこれを返還しない。

前各項のほか、会計に關する必要な事項は、細則に定める。

本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(予算及び決算)
 第16条 予算及び決算について、毎事業年度終了後、監事の監査を受けた上で通常総会の承認をうけなければならない。

前各項のほか、会計に關する必要な事項は、細則に定める。

第7章 慶弔

本会は、正会員・準会員及び客員の慶弔に際しては、相当の誠意を表するものとする。

慶弔に關する必要な事項は、細則に定める。

第8章 会則の変更又は廃止

(会則の変更又は廃止の手続き)
 第18条 本会の会則は、総会において出席者の過半数の賛成があれば改正又は廃止することができる。

第9章 客 員

本会は、母校の現教職員並びにかつて5年以上在職した者を客員とする。

第10章 芳友会設立日

本会は、大正14年6月20日設立された。

附 則

大正14年6月20日制定
 昭和27年2月17日改正
 昭和33年3月1日改定
 昭和36年7月25日改定
 昭和39年6月7日改定

昭和44年5月25日改定
 平成17年5月22日改定
 平成25年6月2日改定
 平成26年6月1日改定
 平成27年6月7日改定
 平成30年6月3日改定

令和元年6月2日改定
 令和4年6月5日改定

この会則（改定）は、令和5年6月4日から施行する。